

防府市公共下水道使用料等に係る排除汚水量認定要綱

平成23年4月1日制定

(趣旨)

第1条 防府市下水道条例（昭和52年防府市条例第46号）第17条第2項又は防府市漁業集落排水処理施設設置及び管理条例（昭和61年防府市条例第10号）第15条第2項の規定による使用水量又は排除汚水の量の認定については、防府市下水道条例施行規程（平成23年水道局規程第3号。以下「規程」という。）又は防府市漁業集落排水処理施設設置及び管理条例施行規程（令和5年上下水道局規程第13号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(排除汚水量の認定)

第2条 家庭用に水道水のみを使用し、一部のみ下水道に接続し排除する場合でその接続部分または未接続部分の使用水量が使用者負担による量水器の設置により計測されたときは、申告に基づいて上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が排除汚水量を認定する。ただし、量水器が設置できないときは、接続の状態により次の各号のとおり排除汚水量を認定する。

- (1) 下水道への接続が便所（手洗い場を含む。）のみの場合は、2か月につき5立方メートルとする。
- (2) 下水道への接続が便所（手洗い場を含む。）と他1か所（風呂を除く。）のみの場合は、2か月につき20立方メートルとする。

2 営業用に水道水のみを使用し、一部のみ下水道に接続し排水する場合で、その接続部分または未接続部分の使用水量が使用者負担による量水器の設置により計測されたときは、申告に基づいて管理者が排除汚水量を認定する。ただし、量水器が設置できないときは、水の使用状況その他の事情を考慮し排除汚水量を認定する。

3 家庭用に水道水と井戸水を併用する場合で、屋内での井戸水使用場所が1か所

(風呂を除く。)のみの場合の使用水量は、規程第 22 条第 1 項第 2 号に規定する水量の 2 分の 1 とする。

- 4 家庭用に水道水と井戸水を併用する場合で、井戸水を使用する場所が屋外の洗い場等のみの場合の使用水量は、当該水栓 2 か所までは 2 か月につき 1 立方メートルとする。

(排除汚水量認定の申請)

第 3 条 前条の規定により排除汚水量の認定を受けようとする者があるときは、防府市公共下水道等排除汚水量認定申請書（第 1 号様式）を提出させなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の前日に防府市公共下水道使用料に係る排除汚水量認定要綱（平成 19 年 12 月 3 日制定）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 3 条関係）

防府市公共下水道等排除汚水量認定申請書

年 月 日	
(宛先) 防府市上下水道事業管理者	
申請者 住所 氏名	
防府市下水道条例第 1 7 条第 2 項第 号	
防府市漁業集落排水処理施設設置及び管理条例施行規程第 9 条第 1 項第 号	
の規定により下水道排除汚水量の認定を受けたいので、次のとおり申請します。	
設 置 場 所	
使 用 者	
下 水 道 番 号	
使 用 水	
申 請 理 由	
(備考)	